

## 令和8年度 健康福祉委員会資料

### 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

#### (5) 議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

資料3 令和8年1月9日付 厚生労働省事務連絡

健康福祉局  
(令和8年5月27日)

## 議案第 79 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

令和 8 年 1 月 9 日に厚生労働省が発出した通知を受け、一定の要件に該当することにより、令和 8 年度分の介護保険料が増額する者に係る同年度における介護保険料の減額について、特例を定めるもの

### 2 改正の主な内容

次のいずれかに該当することにより、令和 8 年度分の保険料が増額する第 1 号被保険者について、当該増額分を申請によらず減額する特例を定めるもの

- (1) 第 1 号被保険者のうち、その者が属する世帯に、令和 7 年度分の市町村民税が課されていない者であって、この条例附則第 49 項の規定により令和 8 年度分の市町村民税が課されているものとみなされた世帯主又は世帯員がいる者
- (2) 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年度分の市町村民税が課されていない者であって、この条例附則第 50 項の規定により令和 8 年度分の市町村民税が課されているものとみなされた者

### 3 施行期日

公布の日から施行

## 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 市長は、前条各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合において、納付義務者が規則で定めるところにより申請したときは、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>附 則 (令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>49 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,0</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 市長は、前条各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合において、納付義務者が規則で定めるところにより申請したときは、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>附 則 (令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>49 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,0</p>

改正後	改正前
<p>00円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>	<p>00円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>
<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>	<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>
<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>	<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>
<p>（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p>	<p>（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p>
<p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>	<p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>
<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>	<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>
<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規</p>	<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、川崎市市税条例第19条に規定する市長が規</p>

改正後	改正前
<p>則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>	<p>則で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>
<p>50 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p><u>(令和8年度の保険料の減額の特例)</u></p>	<p>50 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>
<p>51 <u>第17条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の第1号又は第2号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第3号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和8年度における保険料を減額するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1号被保険者のうち、その者が属する世帯に、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号において「令和7年度非課税者」という。）であって、附則第49項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた世帯主又は世帯員がいるもの</u></p> <p><u>(2) 第1号被保険者のうち、令和7年度非課税者であって、前項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされたもの</u></p> <p><u>(3) 前2号のいずれかに該当することにより、令和8年度の保険料が前2項の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の保険料を上回ることとなった者</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>52 <u>前項の規定により減額する保険料の額は、同項第1号又は第2号のいずれかに該当することによる令和8年度の保険料の額から、附則第49項及び第50項の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>保険料の額を減じて得た額とする。</u></p>	
<p><u>53 附則第5 1 項の規定による保険料の減額については、第1 7 条第1 項の</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>規定にかかわらず、同項の規定による申請を要しない。</u> (延滞金の割合の特例)</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p>
<p><u>54</u> 第15条第1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とする。</p>	<p><u>51</u> 第15条第1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とする。</p>

令和 8 年 1 月 9 日厚労省発 事務連絡

事務連絡  
令和 8 年 1 月 9 日各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中  
各 市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条  
例参考例について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号、以下「改正政令」という。）の改正の趣旨等は、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和 7 年 12 月 19 日付け老健局長通知）によりお示ししたところであるが、その施行準備に当たっての留意点等を下記のとおり整理したので、各都道府県、各市町村におかれては内容を御了知の上、管内保険者への周知を図るとともに、適切な対応を期されたい。

## 記

## 1. 介護保険条例参考例について

改正政令を踏まえた各保険者における介護保険条例の改正に当たっての参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したので、必要に応じて参照されたい。

なお、本参考例は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 39 条第 1 項第 13 号を更に区分する保険者において必要となるものである。

## 2. 前年度非課税者に係る特例減免について

令和 7 年度（令和 6 年分）の住民税非課税の者（第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和 7 年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和 8 年度（令和 7 年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労